

# 岩倉市いじめ防止基本方針(概要版)

## いじめの防止等に関する基本的な考え方

- いじめは、どの学校にも起こりうる問題であり、すべての児童生徒に関わる問題である
- いじめの防止等に取り組むとともに、いじめを生み出さない学校の風土をつくることが大切である
- 学校、教育委員会、家庭、地域、その他の関係機関が連携し、子どもたちが集団の一員としての自覚と自己肯定感を身に付けることができるように取り組む

## いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう

## 関係者の責務

### ○いじめの未然防止

#### 教育委員会

- ・いじめを生み出さない学校づくりを支援する

#### 学校

- ・児童生徒と、いじめについての認識を共有する
- ・他者を大切にすることを育むことのできる教育活動や学校づくりに努める
- ・児童生徒のコミュニケーション能力の向上に取り組む
- ・人権尊重の取組の充実に努める

#### 保護者

- ・子どもとの会話に努め、命を大切にすることを思いやる心を育み、規範意識の醸成等に努める

#### 地域

- ・「地域とともにある学校づくり」を推進する

### ○いじめの早期発見

#### 教育委員会

- ・児童生徒や保護者が相談しやすい環境の充実に努める

#### 学校

- ・研修等を通じて、いじめに対する指導力の向上を目指す
- ・相談しやすい環境を整える
- ・保護者を通じて家庭での子どもの様子を把握する

#### 保護者

- ・情報モラルの指導やルールづくりを行う
- ・子どもがいじめに関わっていると気づいた時は、学校、関係機関等と連携し、適切な措置をとる

#### 子ども

- ・いじめを見かけたときは勇気を持って、見て見ぬふりをしないように努める

#### 地域

- ・いじめの情報を積極的に提供する

### ○いじめへの適切な対応

#### 教育委員会

- ・学校へ指導・助言を行い、適切な対応が講じられるよう支援する
- ・問題解決後も継続的に状況を把握し、再発防止に努める

#### 学校

- ・いじめを認知した場合やその疑いがある場合は、迅速かつ組織的に対応する

#### 保護者

- ・市や学校が講ずる取組に対して必要な協力を行う

## 学校としての取組

学校は、いじめはどの学校でも、どの児童生徒にも起こり得る問題であることを踏まえ、教育委員会、家庭、地域、関係機関等と緊密な連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な措置等について組織的に取り組み、いじめのない学校づくりを目指す。

- (1) 学校いじめ防止基本方針を策定する
- (2) いじめ防止等のための組織を設置する
- (3) いじめの未然防止の取組
- (4) いじめの早期発見の取組
- (5) いじめに対する処置



## 岩倉市としての取組

学校、家庭、地域、関係機関等が連携し、力を合わせていじめの防止等の対策を総合的に推進する

### (1) 岩倉市いじめ問題対策連絡協議会

教育委員会は、いじめの防止等に関する機関の連携を図るため、学校の代表者、学校の保護者の代表者、児童相談センター、人権擁護委員、主任児童委員、警察署等で構成する「岩倉市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する

### (2) 教育委員会の附属機関の設置

教育委員会は、学校におけるいじめの防止等の対策が効果的に行われるよう「岩倉市いじめ問題専門委員会」を設置する

### (3) 広報・啓発活動

「いじめをしない、させない、見逃さない」社会の実現を目指すため、さまざまな機会を通して、いじめの防止等についての広報・啓発活動を行う

### (4) 教職員の資質の向上

専門的知識や高い観察力、洞察力に基づき適切に行われるよう、教職員に対する研修の充実に努める

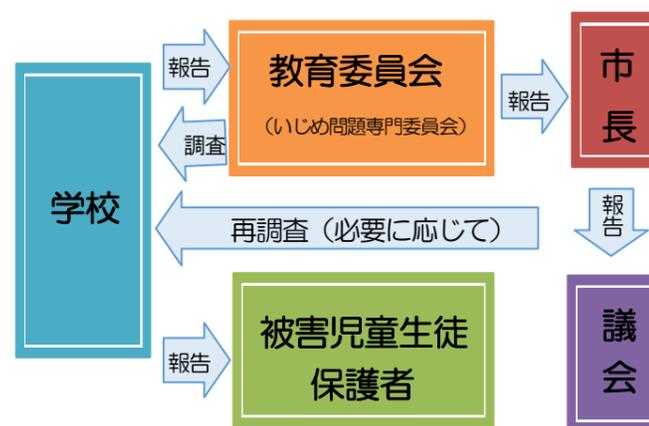
### (5) インターネット等を介したいじめへの対応

インターネット上のサイト等における誹謗中傷等のトラブルに児童生徒が巻き込まれることを未然に防ぐために、インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育の充実に努める

## 重大事態への対処

### 重大事態とは

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



- ① 学校は教育委員会を通して市長に速やかに報告する
- ② 学校または教育委員会により調査する
- ③ 児童生徒や保護者へ情報提供(プライバシーへの配慮)を行う  
調査結果を教育委員会は市長に報告する
- ④ 市長は、必要があると認めるときは、再調査を行うことができる
- ⑤ 市長は、再調査を行ったときは議会へ報告する  
あわせて必要な措置を講ずる